

## 知的財産権関連情報 Intellectual Property Information

(特許法等の一部改正 平成27年)

### 【主な改正点】

#### (1) 職務発明制度の見直し〈特許〉

(職務発明の活性化)

- ① 勤務規則等で予め使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、特許を受ける権利は、初めから使用者等に帰属(法人帰属)する。
- ② 発明者は、職務発明に係る権利を使用者等に取得させた場合、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有する。
- ③ 使用者等と発明者との間での相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための手続に関する指針(ガイドライン)を法定化する。

#### (2) 料金の見直し

##### 〈特許〉

特許権の設定登録以降の各年において、特許料を10%程度引き下げる。

##### 〈商標〉

商標登録料を25%程度、更新登録料を20%程度引き下げる。

##### 〈国際出願〉

国際出願の調査手数料等を日本語及び外国語別の料金体系に改正する。

#### (3) 特許法条約(PLT)<sup>※1</sup>、シンガポール条約(STLT)<sup>※2</sup>(商標)へ加入すべく法の整備

※1 各国で異なる特許出願等に関する手続の統一化及び簡素化を目的とし、出願人の利便性向上及び負担軽減を図る条約(2015.6 現在36カ国加入)

※2 各国で異なる商標出願等に関する手続の統一化及び簡素化を目的とし、出願人の利便性向上及び負担軽減を図る条約(2015.6 現在37カ国1政府間機関加入)

##### 〈特許〉

外国語書面出願における翻訳文の提出期間を経過した場合の救済規定の導入等、特許法条約の実施のための規定の整備。

##### 〈商標〉

書類の添付忘れ等瑕疵ある出願について、一定の期間内に限り補完を可能とする制度の導入等、商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備。

公布日:2015年7月10日

施行日:

参 考: [https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou\\_kaiei\\_270710.htm](https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_270710.htm)

(特許庁:特許法等の一部を改正する法律(平成 27 年 7 月 10 日法律第 55 号))